

※この法令は廃止されています。

平成二十七年内閣府令第四十九号

内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十四条の四の規定に基づき、内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則を次のように定める。

1 国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十二条の四第一項の場合における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十条第七号	特定利用地域型保育を	特定利用地域型保育（特定満三歳以上保育認定地域型保育（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）以下「特区法」という。）第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育をいう。）を除く。）を
第三十七条第二項	(事業所内保育事業を行う事業所において、満一歳	(特区法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とし、事業所内保育事業を行う事業所にあつては
第三十九条第二項	満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）	満三歳未満保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者（以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業者」という。）から特定地域型保育を受ける場合を除き、特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）
	総数が	総数（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業所（以下この項において「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。）における利用の申込みに係る満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）並びに当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所に現に利用している満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子どもの総数）が
	総数を	総数（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の法第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数）を
	満三歳未満保育認定子どもが	満三歳未満保育認定子ども又は満三歳以上保育認定子どもが
第三十九条第四項	満三歳未満保育認定子どもに	満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業所における利用の申込みに係る満三歳以上保育認定子どもを含む。）に
第四十条第一項	法第五十四条第一項	特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第五十四条第一項
第四十条第二項	満三歳未満保育認定子ども	満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用しようとする満三歳以上保育認定子どもを含む。）
第四十条第一項	満三歳未満保育認定子ども	満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定地域型保育を受ける満三歳以上保育認定子どもを含む。次条第一項第一号、第四十七条第一項及び第二項並びに第四十九条第二項において同じ。）
第四十条第一項	事項	事項（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者が満三歳以上の各年齢の定員を設定する場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項）
第四十条第九項	特定地域型保育事業者	特定地域型保育事業者（満三歳以上の各年齢の定員を設定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者を除く。）
第五十条	満三歳未満保育認定子どもに限り、特定満三歳以上保育認定子どもを除く。	満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定地域型保育を受ける満三歳以上保育認定子どもを含む。）に限り、国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定地域型保育を受ける場合を除き特定満三歳以上保育認定子どもを除く。
第五十一条第二項	場合にあつては、当該特定利用地域型保育	場合又は特定満三歳以上保育認定地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育又は当該特定満三歳以上保育認定地域型保育
	第三十七条第二項	内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十七年内閣府令第四十九号）第一項の規定により読み替えて適用する第三十七条第二項

2 法第十二条の四第一項の場合における子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十六条	法第二十九条第二項の規定に基づき、満三歳未満保育認定地域型保育又は特区法第十二条の四	国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第二項の規定に基づき、満三歳未満保育認定地域型保育又は特区法第十二条の四
	第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育	第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育

	満保育認定地域型保育	
第三十九條第一項	法第四十三條第一項	特区法第十二條の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十三條第一項
第三十九條第七号	小学校就学前子どもの数	小学校就学前子どもの数（特区法第十二條の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業」という。）を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九條第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの利用する小学校就学前子どもの数）
第三十九條第十三号	法第四十五條第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども	特区法第十二條の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十五條第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども（特区法第十二條の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九條第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）
第四十條第四号	小学校就学前子どもの数	小学校就学前子どもの数（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九條第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの利用する小学校就学前子どもの数）
第四十條第三項	区分	区分（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九條第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）」

附 則

この府令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

附 則（平成二九年九月二日内閣府令第四四号）

この府令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

附 則（令和二年八月三日内閣府令第五八号）

この府令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

附 則（令和三年六月九日内閣府令第三七号）

この府令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十二号）の施行の日（令和三年六月九日）から施行する。

附 則（令和五年四月一日内閣府令第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この府令は、令和五年四月一日から施行する。

（内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則の廃止）

第二条 内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十七年内閣府令第四十九号）は、廃止する。